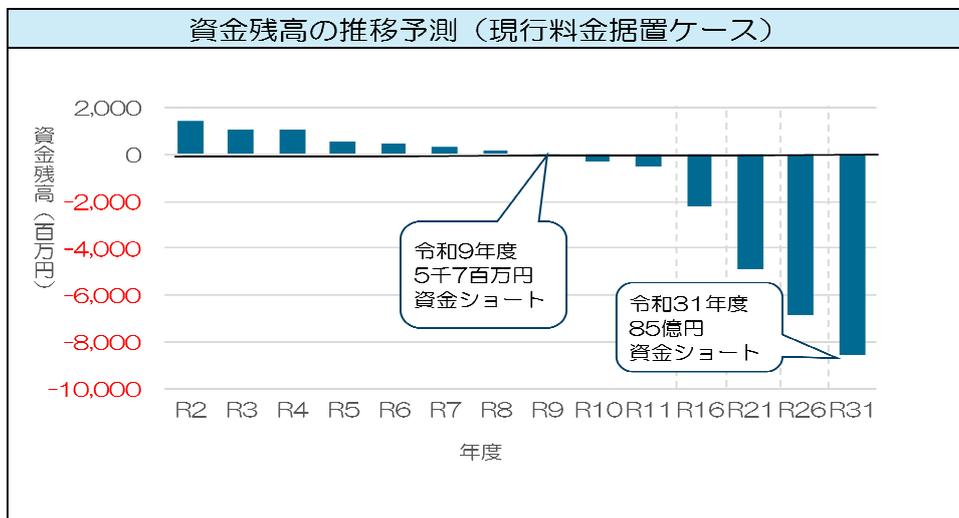
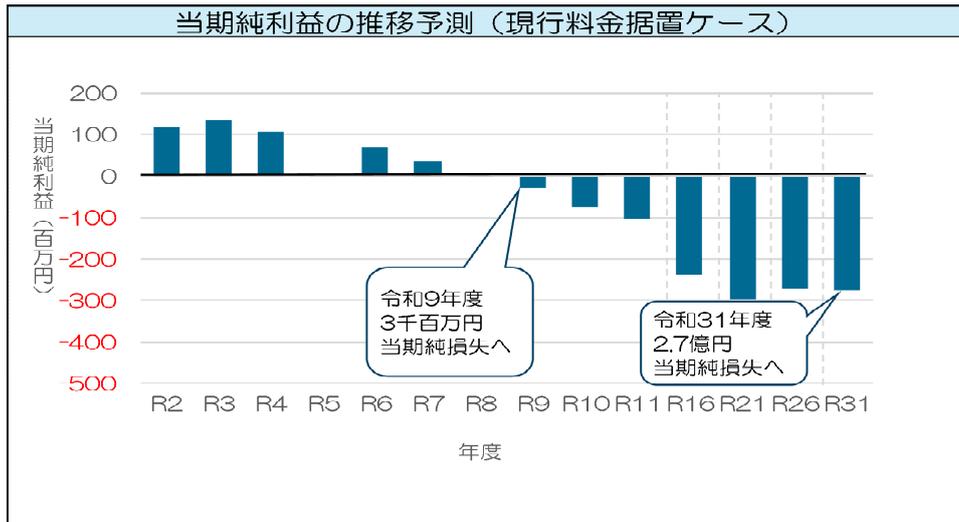


水道料金の改定について

1 将来予測結果（現行料金据置ケース）

最新の事業環境を加味した事業計画及び決算値・予算値を用いた検証の結果、建設投資に伴う減価償却費及び企業債活用による支払利息の増加によって、令和9（2027）年度に純損失が発生し、資金がショートする見込みです。



資金がショートする令和9（2027）年度以降、企業債の返済ができなくなり、水道事業経営が破綻することになります。すでに本市は、令和5（2023）年度以降、建設改良費の財源として企業債の活用を予定していますが、今後、企業債を活用しても必要な財源が不足する可能性や更新需要の増加に伴う減価償却費及び企業債償還金の更なる増加も見込まれます。

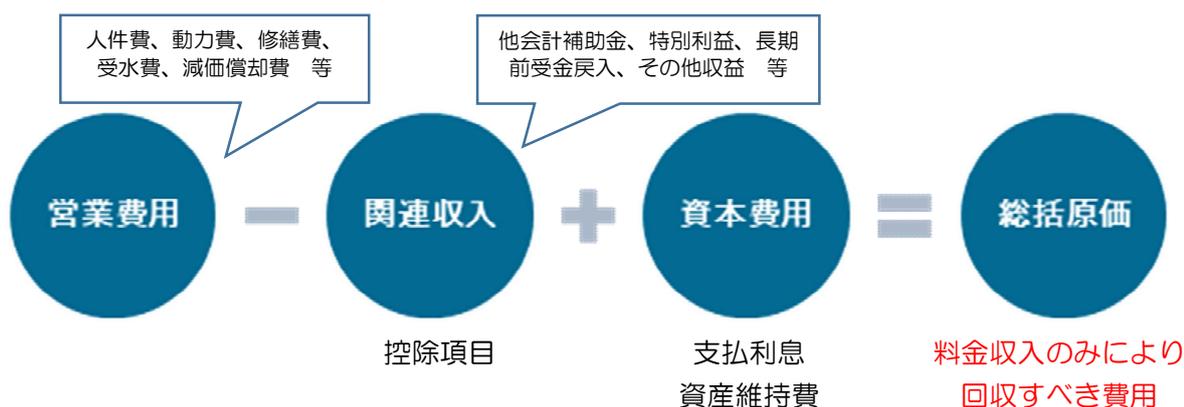
この状況を脱し、健全な経営の元で適切な事業運営を行うため、適正な料金水準を検討し、料金改定を実施していきたいと考えます。

2 適正な料金水準（＝総括原価）の算定

（1）料金の基本原則

- ①独立採算制の原則（経営に伴う収入をもって充てなければならない）
- ②経費の負担の原則（消火栓や公園用水等は一般会計が負担）
- ③公正妥当な料金設定（適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な運営を確保できるもの）

独立採算制の原則より、「水の供給に必要となる原価」を、料金収入のみにより回収する必要があります。この回収すべき費用を「**総括原価**」といい、以下の図により定義されます。



（2）料金検討の算定期間

料金算定期間を**令和6（2024）年度～令和10（2028）年度の5年間**とします。

（3）資産維持費

将来の施設建設及び再構築等の原資に充当するものであり、事業の創設時期や施設更新状況を勘案して、適正な水準を設定し総括原価に含めることとされています。この「適正な水準」について次のように考えるものとします。

- ・ **料金算定期間において収益的収支における純損失が生じない**
- ・ **料金算定期間において資金残高の目標額4億円以上を維持する**

※資金残高の目標額4億円は、自然災害、感染症の拡大などの経営上の不確実なリスクに対し、一定期間料金収入がなかったとしてもサービスを継続できる水準として設定

この「適正な水準」を維持するために、資産維持費は7.3億円が必要となる見込みです。

関連収入 15.7億円	料金収入で回収すべき額＝「総括原価」59.3億円
営業費用 66.7億円	資本費8.3億円 (支払利息1億円＋ 資産維持費7.3億円)

参考

㊦ 料金算定期間における営業費用

5年間で66.7億円（平均13.3億円/年）の営業費用を支出する見込みです。

単位：千円

項目	2024	2025	2026	2027	2028	合計
	R6	R7	R8	R9	R10	
営業費用	1,275,530	1,309,350	1,325,802	1,363,164	1,401,149	6,674,994
原水及び浄水費	601,408	607,771	610,693	616,049	617,952	3,053,873
人件費	30,543	30,573	30,604	30,634	30,665	153,018
動力費	64,491	65,749	66,537	67,677	68,336	332,790
薬品費	816	832	842	857	865	4,213
修繕費	3,718	3,752	3,786	3,821	3,856	18,933
委託料	99,150	100,063	100,983	101,912	102,850	504,959
受水費（基本料金）	240,506	242,963	243,635	245,549	245,678	1,218,330
受水費（従量料金）	160,338	161,976	162,424	163,700	163,786	812,224
その他	1,848	1,864	1,881	1,898	1,916	9,407
配水及び給水費	92,014	92,645	93,281	93,924	94,571	466,436
人件費	26,198	26,224	26,251	26,277	26,303	131,253
修繕費	29,550	29,822	30,096	30,373	30,652	150,492
委託料	29,555	29,827	30,101	30,378	30,658	150,520
その他	6,711	6,772	6,834	6,895	6,958	34,170
業務費	110,772	111,595	112,426	113,263	114,109	562,165
人件費	17,917	17,935	17,953	17,971	17,989	89,767
委託料	87,167	87,969	88,778	89,595	90,419	443,927
その他	5,688	5,691	5,694	5,697	5,701	28,471
総係費	46,654	46,760	46,868	46,976	47,085	234,344
人件費	37,677	37,715	37,753	37,790	37,828	188,763
委託料	1,281	1,292	1,304	1,316	1,328	6,522
その他	7,696	7,753	7,811	7,870	7,929	39,058
その他	444	444	444	444	444	2,220
その他	444	444	444	444	444	2,220
減価償却費	421,082	446,979	458,934	489,353	523,833	2,340,181
資産減耗費	3,155	3,155	3,155	3,155	3,155	15,776

㊧ 料金算定期間における関連収入

給水収益以外の収益的収入は、5年間で15.7億円（平均3.1億円/年）を収入する見込みです。

単位：千円

項目	2024	2025	2026	2027	2028	合計
	R6	R7	R8	R9	R10	
その他営業収益	175,175	175,175	175,175	175,175	175,175	875,874
受取利息及び配当金	159	159	159	159	159	794
雑収益	1,591	1,591	1,591	1,591	1,591	7,957
特別利益	27	27	27	27	27	133
長期前受金戻入	146,357	140,671	136,553	134,364	132,566	690,510
控除額合計	323,308	317,623	313,504	311,315	309,517	1,575,268

㊦ 料金算定期間における資本費用のうち支払利息

5年間で9千8百万円（平均1千9百万円/年）の支払いをする見込みです。

単位：千円

費用区分	2024	2025	2026	2027	2028	合計
	R6	R7	R8	R9	R10	
支払利息	6,000	11,653	18,952	27,775	33,995	98,375

㊧ 料金算定期間における給水収益

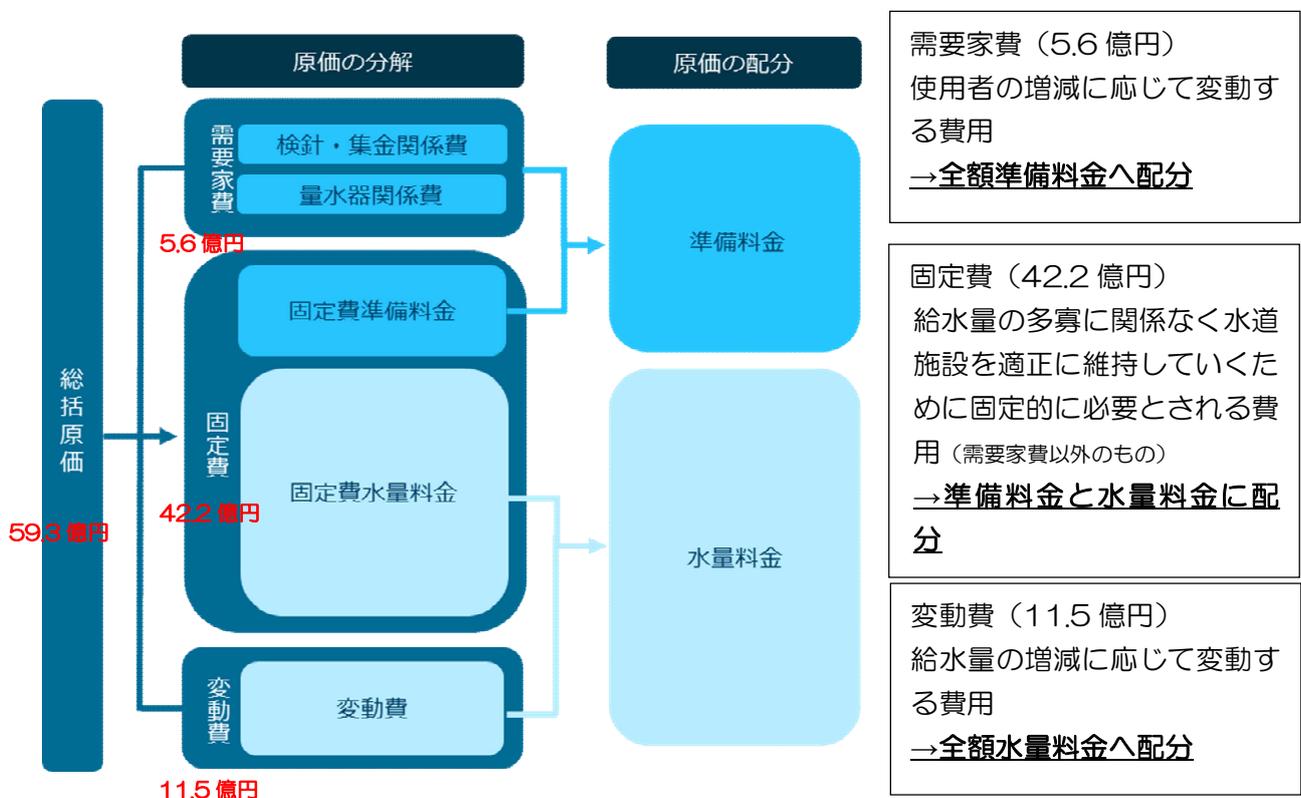
料金改定を行っていない現行料金の給水収益は、5年間で52.0億円を収入する見込みです。

単位：百万円

項目	2024	2025	2026	2027	2028	合計
	R6	R7	R8	R9	R10	
想定給水収益	1,026	1,037	1,040	1,048	1,049	5,200

3 総括原価の分解

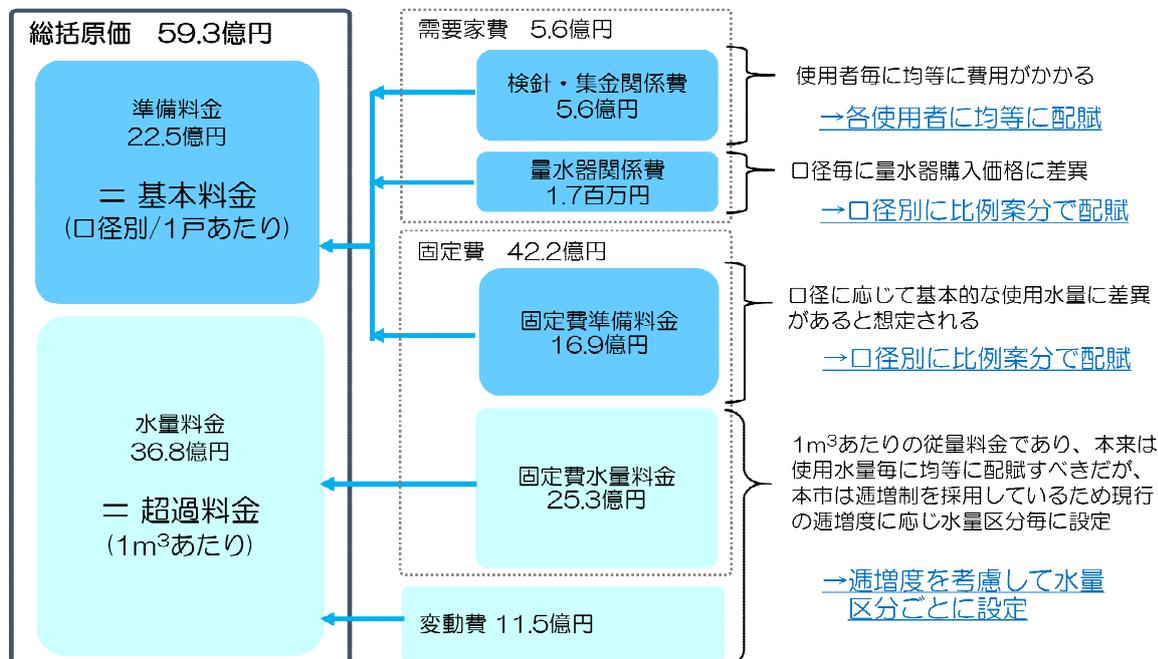
総括原価は、その原価の性質上、下図のように「需要家費」「固定費」「変動費」に分類できます。これをそれぞれ「準備料金（＝基本料金）」、「水量料金（＝従量料金）」として回収するよう料金体系を構成します。



※固定費のうち40%は準備料金へ60%は水量料金に配分します。

4 新料金の算定

総括原価を、その性質上分類した需要家費から配分された準備料金、固定費から配分された準備料金、水量料金、変動費から配分された水量料金をそれぞれ準備料金 38%、水量料金 62%に按分すると、基本料金収入で 22.5 億円、超過料金収入で 36.8 億円を確保する必要があり、そのための新料金体系を算定します。



※配賦：費用を一定の基準に沿って割り当てる処理のことであり、原価計算で用いられる会計用語

(1) 公益社団法人日本水道協会発行「水道料金改定業務の手引き」に基づく配賦結果

㊦ 準備料金の配賦結果

口径 (mm)	準備料金 (1件/1ヵ月)			合計	準備料金の補正 (1件/1ヵ月) ※1の位を切上げ
	検針・集金 関係費	量水器 関係費	固定費 準備料金		
13mm	221.89	0.47	327.57	549.93	550
20mm	221.89	0.68	822.17	1,044.74	1,050
25mm	221.89	0.80	1,320.09	1,542.78	1,550
40mm	221.89	2.79	3,602.23	3,826.91	3,830
50mm	221.89	33.79	5,788.98	6,044.66	6,050
75mm	221.89	45.07	13,761.05	14,028.01	14,030
100mm	221.89	52.21	25,048.19	25,322.29	25,330
150mm	221.89	65.15	59,302.93	59,589.97	59,590

㊧ 水量料金の配賦結果

水量区分	現行料金 (円/m³)	逓増度 (a)	配賦水量 (m³) (b)	比重を考慮した 配賦水量 (a)×(b)	比重を考慮 した配賦水 量割合 (c)	水量料金按分額 (千円) (c)×水量料金 =(d)	超過料金 (円/m³) (d)÷(b)	超過料金 (円/m³) ※10円単位で四捨五入
基本水量			19,721,124					
21~40m³	95	1.00	10,500,253	10,500,253	31.70%	1,165,888	111.03	110
41~60m³	114	1.20	4,176,176	5,011,411	15.13%	556,463	133.25	130
61~100m³	133	1.40	1,884,954	2,638,936	7.97%	293,127	155.51	160
101m³~	152	1.60	9,274,309	14,838,894	44.81%	1,648,059	177.70	180
臨時用	285	3.00	43,184	129,552	0.39%	14,344	332.16	330
合計			25,878,876	33,119,046	100.00%	3,677,881		

(2) 「手引き」に基づく新料金算定結果

基本料金
口径毎に料金改定率のばらつきが大きく不公平感が顕著

基本料金 (円/調定)					
使用者区分	基本水量	現行料金	手引きに基づく算定結果	改定率	改定額
13mm	20mmまで	1,428	1,100	▲23.0%	▲328
20mm		1,714	2,100	22.5%	386
25mm		2,000	3,100	55.0%	1,100
40mm		7,714	7,660	▲0.7%	▲54
50mm		14,572	12,100	▲17.0%	▲2,472
75mm		28,476	28,060	▲1.5%	▲416
100mm		37,428	50,660	35.4%	13,232
150mm		74,000	119,180	61.1%	45,180

超過料金 (円/1㎡当たり)				
超過水量区分	現行料金	手引きに基づく算定結果	改定率	改定額
21~40㎡	95	110	15.8%	15
41~60㎡	114	130	14.0%	16
61~100㎡	133	160	20.3%	27
101㎡~	152	180	18.4%	28
臨時用	285	330	15.8%	45

超過料金
全水量区分で平均改定率 17%前後に (調整不要)

(3) 新料金の検討

「手引き」に基づく算定結果は、基本料金において口径ごとに改定率のばらつきが大きいため調整が必要と考えます。よって、基本料金について調整した「改定案 CASE1」「改定案 CASE2」の2ケースを検討します。

基本料金 (円/調定)

使用者区分	基本水量	現行 (円)	改定案 CASE1	改定額 (円)	改定率	改定案 CASE2	改定額 (円)	改定率
13mm	20mm ³ まで	1,428	1,430	2	0.1%	1,530	102	7.1%
20mm		1,714	1,910	196	11.4%	1,840	126	7.4%
25mm		2,000	2,280	280	14.0%	2,140	140	7.0%
40mm		7,714	7,720	6	0.1%	8,260	546	7.1%
50mm		14,572	14,600	28	0.2%	15,600	1,028	7.1%
75mm		28,476	28,500	24	0.1%	30,500	2,024	7.1%
100mm		37,428	42,700	5,272	14.1%	40,100	2,672	7.1%
150mm		74,000	84,400	10,400	14.1%	79,200	5,200	7.0%

10,000円未満は10円単位、10,000円以上は100円単位で数字丸め

「改定案 CASE1」
口径毎の基本料金を「手引き」の算定結果に近づける案
ただし、「手引き」の算定結果において
・基本料金が現行料金よりも安価となる口径は現行維持 (数値丸め)
・改定率が著しく高額となる口径は一定の上限 (14%) を設けて設定
・目標収益額を超過する場合は件数が最も多い「20mm」の基本料金で調整

「改定案 CASE2」
全口径の基本料金改定率が一律 7%となるよう設定

(4) 水道事業審議会における検討結果

基本料金は、口径ごとに改定率のばらつきを解消した公平性と、必要な給水収益を得ることによって安定的な経営を可能にする改定案 CASE2とし、超過料金は、各区分における改定率の差が基本料金ほど大きくないことから手引きに基づく改定案を採用することとします。

参考 1 世帯当り水道料金の現行料金との比較

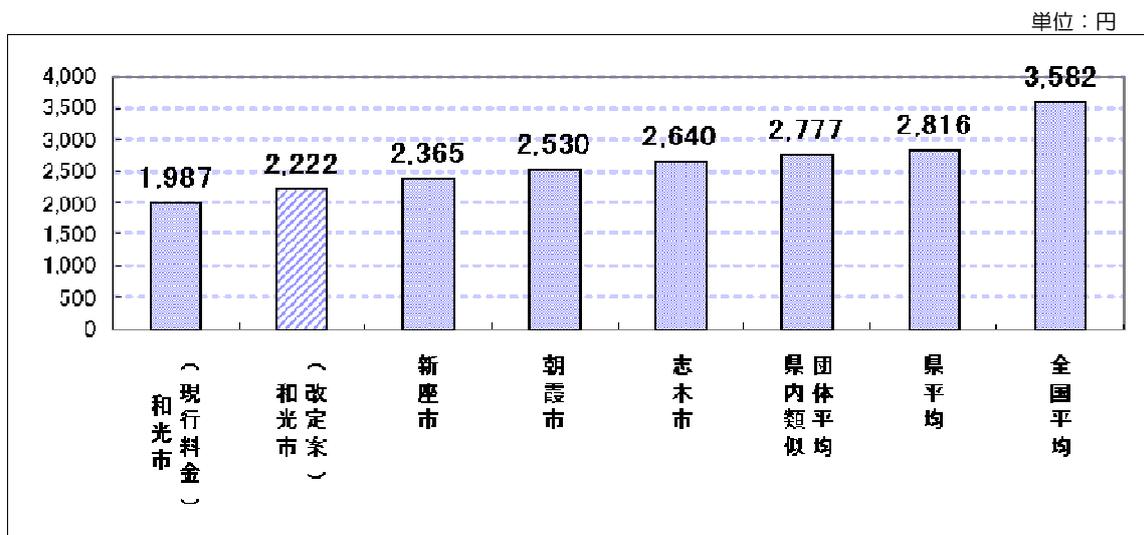
口径別 1 世帯当り平均使用水量の分布状況と、平均的な水量使用世帯で見た場合の水道料金の増減額は以下の通りとなります。

口径	1世帯あたり 平均使用水量 (m ³ /調定)	現行料金 (円/調定)	改定案		改定率
			(円/調定)	改定額(円)	
13mm	20	1,428	1,530	102	7.1%
20mm	36	3,234	3,600	366	11.3%
25mm	87	9,771	11,260	1,489	15.2%
40mm	322	50,958	59,420	8,462	16.6%
50mm	1,085	173,792	204,100	30,308	17.4%
75mm	2,655	426,336	501,600	75,264	17.7%
100mm	10,678	1,654,784	1,955,340	300,556	18.2%
150mm	7,598	1,223,196	1,440,040	216,844	17.7%

5 県内および全国平均との比較

本市では、20mm口径使用者が全体の60%と多くを占めるため、20mm口径、1ヵ月、20m³使用時の料金比較を示します(全国平均等の公表データに合わせ、1ヵ月あたり、税込の水道料金で表示します)。

※比較対象事業者：朝霞市、新座市、志木市、県内、県内類似団体及び全国平均



6 改定後の水道料金案（新旧料金比較）

2 ヶ月・消費税抜き

基本料金					超過料金（1立方メートルにつき）			
基本使用水量	メーター口径	旧料金	新料金	差額	超過使用水量	旧料金	新料金	差額
各口径ともに 20立方メー トルまで	13mm	1,428円	1,530円	102円	20立方メートルを超え	95円	110円	15円
	20mm	1,714円	1,840円	126円	40立方メートルまで			
	25mm	2,000円	2,140円	140円	40立方メートルを超え	114円	130円	16円
	40mm	7,714円	8,260円	546円	60立方メートルまで			
	50mm	14,572円	15,600円	1,028円	60立方メートルを超え	133円	160円	27円
	75mm	28,476円	30,500円	2,024円	100立方メートルまで			
	100mm	37,428円	40,100円	2,672円	100立方メートルを	152円	180円	28円
	150mm	74,000円	79,200円	5,200円	超える分			
臨時	使用水量1立方メートルにつき（旧料金）285円から 45円増額し（新料金） 330円 に改定							

7 補足

- 令和5年 4月25日 第1回和光市水道事業審議会 「適正な水道料金のあり方について」 諮問
- 令和5年 6月12日 第2回和光市水道事業審議会 料金改定について審議
- 令和5年 8月21日 第3回和光市水道事業審議会 料金改定について審議
- 令和5年 10月11日 第4回和光市水道事業審議会 答申の取りまとめ
- 令和5年 10月18日 「適正な水道料金のあり方について」 答申